

随意契約理由書

件名	側面用LED式行先表示器(交通電業社製)の購入	
契約の相手方	交通電業社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第7号に該当	
随意契約の理由	<p>現在市バスでは交通電業社製LED式行先表示器を採用しているが、本行先表示器には制御器が無く、小田原機器製の音声合成装置が制御している。そのため、行先表示器は現行の音声合成装置と互換性を有する必要があるが、音声合成装置の現行システムと互換性を有するのは交通電業社製の側面用LED式行先表示器のみである。また、他メーカーの行先表示器を取付け、音声合成装置と行先表示器の互換性を有するためには音声合成装置のシステム改修が必要であり、行先表示器の購入価格以上の改修費用が必要となる。以上の事から、現行機器と唯一互換性がありシステム改修も含めた費用が安価になる交通電業社製側面用LED式行先表示器を選定するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	自動車部 市バス車両課 計画係	(電話番号 078-992-3333)